

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長泉町社会福祉協議会(以下「長泉町社協」という。)の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、その開催にあたって後援、協賛、協力及びこれに準ずる表現を用いて長泉町社協名義のみの使用をもって支援することをいう。

(承認の対象)

第3条 後援名義の使用は、次条に規定する主催者が第5条に規定する事業を実施する場合に限り承認するものとする。

(対象となる主催者)

第4条 後援名義の使用承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益を目的とする法人
- (3) 社会福祉の普及、振興等に資すると認められる団体
- (4) その他前各号に準ずる団体等で、長泉町社協が特に適当と認めた団体(親睦団体、政治団体および宗教団体を除く。)

(対象となる事業)

第5条 後援名義の使用承認の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の目的が、社会福祉の増進であり、町民生活の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性を有するものであって、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。
- (3) 事業の範囲が長泉町全域にわたり、町内または近隣市町で開催されるものであること。ただし、長泉町社協が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- (4) 営利を主たる目的とするものではなく、かつ、入場料等が適切であること。
- (5) 特定の政治活動または宗教活動を内容としないこと。

(申請の手続き)

第6条 後援名義の使用承認の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、当該事業開始の1月前までに長泉町社会福祉協議会後援名義使用承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係資料を添付して長泉町社協に提出するものとする。ただし、長泉町社協が認めた場合は、関係資料の一部を省略することができる。

- (1) 団体の規約または会則の写し
- (2) 団体役員名簿
- (3) 申請事業の実施要綱、事業計画書等事業の内容がわかるもの
- (4) 事業の収支予算書(入場料が有料の事業のみ)
- (5) その他長泉町社協が必要と認める書類

(後援名義使用の承認等)

第7条 長泉町社協は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、使用の可否を決定し、長泉町社会福祉協議会後援名義使用承認(不承認)決定通知書(様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第8条 長泉町社協は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による承認決定を取り消すものとする。

(1) 第4条および第5条の要件に反する事項が判明したとき。

(2) 不正または虚偽の申請により承認決定を受けたとき。

(3) その他長泉町社協が承認を不相当と認めたとき。

(報告書の提出)

第9条 第7条による後援名義使用承認決定通知書において、承認の条件に事業報告書の提出を求められた申請者は、申請事業終了後1月以内に、長泉町社会福祉協議会后援名義使用事業報告書(様式第3号)を長泉町社協に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、長泉町社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町社会福祉協議会後援名義使用承認申請書

年 月 日

長泉町社会福祉協議会会長 様

団 体 名
申請者 代表者住所
代表者氏名
電話番号

次の事業について、後援名義の使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事 業 名				
実施日又は期間				
実 施 場 所				
主 催 者				
共催又は後援団体				
事業の対象及び目的				
事 業 の 内 容				
対 象 人 員				
申 請 理 由				
入 場 料 等	有料 ・ 無料	有料の場合 の徴収金額	(徴収金名)	円

※申請事業の事業計画書など、内容がわかる資料を添付してください。

※入場料等が有料の場合は、事業の収支予算書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会
会 長

長泉町社会福祉協議会後援名義使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の申請について、次のとおり決定したので、通知します。

承認の区分	承認 ・ 不承認
事業名	
実施日又は期間	
実施場所	
不承認の理由	
承認の条件	(1) 名義使用は、申請事業についてのみ承認する。 (2) 社会福祉協議会は、事業に関する一切の責任は負わず、経費の負担もしない。 (3) 事業周知の印刷物等には問い合わせ先を明記し、掲示の際には不法、不都合のないように注意すること。 (4) 事業終了後 1 月以内に長泉町社会福祉協議会後援名義使用事業報告書（様式第 3 号）を提出すること。

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町社会福祉協議会後援名義使用事業報告書

年 月 日

長泉町社会福祉協議会会長 様

団体名
申請者 代表者住所
代表者氏名
電話番号

年 月 日 第 号で使用の承認を受けた事業が終了したので
次のとおり報告します。

事業名		
実施日又は期間		
実施場所		
主催者		
参加者数		
事業の概要		
事業の収支	(収入)	(支出)